

小笠原文庫蔵「琉球人来聘控」をめぐる

木土 博成

ここに紹介する「琉球人来聘控」(所蔵：福岡県立育徳館高等学校錦陵同窓会、寄託：みやこ町歴史民俗博物館)は、小倉藩の小笠原文庫⁽¹⁾(福岡県指定有形文化財)に含まれる史料である。

「琉球人来聘控」という全五二丁からなる竖帳は、寛政八(一七九六)年に江戸に上る琉球使節⁽²⁾に対し、大坂く伏見間で大名が川御座船を提供した一件⁽³⁾に関わる記録である。当史料については、すでに北九州大学古文書研究会編『琉球人来聘控』⁽⁴⁾(以下、『控』)にて翻刻がなされているが、『控』をもってしてもなお十分な利用環境にあるとはいえない。この事実である。というのも、『控』については配架状況もさることながら⁽⁵⁾、若干の翻刻の誤りに加え、そもそもの記録主体が誤って理解されており、利用を難しくさせている。ここに再翻刻に解説を加えて紹介しようとする所以である。

さて「琉球人来聘控」を再校訂した結果、本史料は小笠原文庫に含まれているにもかかわらず、小笠原氏でなく⁽⁶⁾萩藩毛利氏が寛政八年に御座船を提供した記録であることが判明した。更にいえば、そのような史料が小笠原家に伝来したこと自体、重要な意味を持つものである。

本稿では『控』を底本に、適宜原本で校合しながら「琉球人来聘控」の翻刻を行う。加えて、毛利氏の記録であるとの新知見をもとに、若干の解説を試みたい。

凡例

- *丁については、(へ)で漢数字にオ(表)・ウ(裏)を加えて示した。
- *翻刻に当たっては原本を尊重し、旧字・異体字はこれを反映させることに努めた。
- *付札については、その大まかな位置に罫を付し、上書は簡条書などの末尾に「」で示した。張紙・挿紙については、で表した。校合に当たったの補注などについては、()で表した。
- *虫喰などによる判読不明箇所は、不明字数が分かる場合は□で表し、分からない場合は…で表した。

翻刻

〈表紙〉

二二(7)

寛政八辰年

琉球人来聘控

年号松平大膳(毛利斉房)大夫様川御座船被

出候節之御例写置

〈一才〉

(異筆「明治二十二年整理同三十四年重テ整理」の付札あり)

一、琉球人御馳走船之儀被仰渡候事、

七月朔日町御奉行山口丹波守様御役所(直請)

御用有之候条来三日罷出候様川方

与力服部平左衛門・成瀬正兵衛・近藤

三右衛門・工藤次郎左衛門・関根庄蔵・由比

可兵衛今申来候二付村上九郎右衛門罷出候処、

〈二ウ〉

細川様御留守居萱野尚太郎殿・松浦様

御留守居大村五兵衛殿も一同二被罷出

丹波守様御相對二而被仰渡候者、今般

琉球人参府右御三方川御座船

壹艘宛大坂川口今伏見迄往来共

被差出候様ニと江戸今被仰越候、委細者

〈二才〉

川口御船奉行朽木修理(栄辨)様承合候

〈二ウ〉

様ニとの御事二付、御請仕退出直様御

三方とも修理様御役所へ罷出右被仰

渡之趣申届候、御届一通り之儀二付

申置候事、

但御三方一同二川口用人岡田八十八江

申入候者、琉球人御掛り之御家老其外

御名前承度段申述候處、下役

之者共相決不申段申之候二付、左

様ニ候得者相知次第三家之内

いつれへ成共御知せ被下候様頼置引

取候事、

一、御留守居寄合之事

〈三才〉

右七月五日細川様御留守居萱野

尚太郎殿方へ松浦様御留守居大村

五兵衛殿・此御方添役村上九郎右衛門罷越、

琉人一件御三方御一統二無之候而者

不相成義二付諸事宝曆年之

趣を以尚又作略相成申談候事、

〈三ウ〉

御三方申合之覚(8)

①、船中小目附役川口二而御見分之節裕

上下御船頭羽織袴着用之事、

② 一、大坂川口ハ伏見迄往来共小目付役麻上下

御船頭羽織踏込着用之事、

〔付〕 ③ 一、今般琉人御用懸り之川口御家老御用人

〔四才〕

與力江御船頭役言廻之事、

〔…受也〕^⑦

…仰付候〕

④ 一、御船頭役申談寄會一順宛連々相勤候事、

〔付〕 ⑤ 一、薩州様御船頭役江為挨拶序ニ御船頭役

罷越候事、琉人御用相濟候節も同様之事、

〔…越ス〕

〔付〕 ⑥ 一、幟四本并引人足数書油紙四枚船頭役

持参いたさせ候事、尤麻上下着用之事、

〔〔付札墨なし〕〕

〔四ウ〕

〔付〕 ⑦ 一、船用意相濟候ハ、御船奉行へ罷出其段

御届仕下見分被仰付候哉相伺候事、

但下見分之義當日御役方ニ而御手

数迄ニて相濟候様御頼懸可被成

候事、

〔…同所ニ〕

⑧ 一、用意相濟候趣御三方共ニ知せ合相濟候上ニ而

〔五才〕

一同ニ届可申事、

〔付〕 ⑨ 一、此節見分之人數知せ給り候様御用人江

可申述候事、下見分別日ニ此方へ入来之事

二候ハ、入来之人數をも尋可申事、

〔此度ハ町御奉行所ニ而東ハ瀬田藤四郎西ハ鳴瀬九郎左衛門

御用懸りニ付右兩人へ申談候事、尤此度ハ御家老御用人ハ

御用懸りハ不被仰付候〕

⑩ 一、御見分前御船寸尺御船傍附船等之書付

〔五ウ〕

三ヶ所御船頭一同ニ持参致候事、尤麻上下

着用之事、

⑪ 一、下見分前日御三ヶ所御催合ニて御船頭役

勤分ニノ左之通持参可致候事、

金三百疋宛 御用人壹人

〔六才〕

與力 貳人

金貳百疋宛 同心 四人

⑫ 一、下見分本御見分同日ニ候ハ、前段之通、若

別日ニ相成候ても御同日ニ御三ヶ所下見分有之

〔六ウ〕

儀ニ候ハ、矢張前断之通御催合ニ而相送

可申候、萬一下見分御三ヶ所別日ニ相成候ハ、

御銘々ハ与力江貳百疋宛同心江百疋宛棟

梁江三両當、

〔本文之通申合候事〕

〈七才〉

〔付〕⁽¹³⁾ 一、下見分別日ニ而此方へ入来之事ニ候ハ、御用人與力同様ニ前日老人江御催合ニ而三百疋宛可差遣候事、

〔此度ハ御用人御用懸リハ無之候〕

〔付〕⁽¹⁴⁾ 一、下見分本御見分同日ニ相成候ハ、前日御用人江御銘々々老人江式百疋宛可差出候事、

〔…^(断カ)□〕

〈七ウ〉

〔付〕⁽¹⁵⁾ 一、御船奉行御見分相濟候ハ、翌日御三ヶ所御留守居銘々々為挨拶左之通相贈可申候事、

御家老老人
金式百疋

〔付〕⁽¹⁶⁾ 御用人式人

〈八才〉

與力 式人

但人数次第老人江本行之通、尤下

見分別日ニ候ハ、下見分翌日右

之通相贈可申候、左候ハ、本御見

分ニ付て者前後送物無之候、

〔兩人相増ス

…□与力四人〕

〈八ウ〉

〔付〕⁽¹⁷⁾ 一、下見分本御見分同日ニ候ハ、下見分相

〔付〕 濟直ニ御船奉行江罷出其段御届仕候事、

〔此度ハ町御奉行御引受ニ付、本御見分有無御様子次第本文之通〕

〔付〕⁽¹⁷⁾ 一、下見分別日ニ有之候ハ、翌日罷出候事、

〔付〕⁽¹⁸⁾ 一、下見分相濟候上被差越候面々江為挨拶御船頭役翌日差廻候事、

〈九才〉

但本御見分一同ニ候ハ、勿論其翌日差廻し候事、

〔付〕⁽¹⁹⁾ 一、下見分ニ入来之面々御家老御用人與力菓子薄茶其以下菓子煎茶之事、

〔付〕⁽²⁰⁾ 一、下見分ニ入来之面々御家老御用人與力遣

〔…座候へハ御茶〕

〔付〕⁽²¹⁾ 一、御船奉行御見分之節麻上下着用別船

〔付〕⁽²²⁾ 二、相揃御役宅前江罷出候事、

〈九ウ〉

但此節御船頭ハ羽織袴着用之事、

〔御本見分相濟候上御三方様申合御一同ニ罷出御見分被下候

御礼申上候へハ、御三ヶ所御留守居老人ツ、御呼出ニ而御逢被成

御挨拶御座候上乘組候琉球人名前御渡被成候、

夫々懸り与力ハ絵圖面等相渡候事〕

〔付〕⁽²³⁾ 一、右御見分相濟候ハ、即日御月番之町御

〔…座候へハ御茶〕

〔付〕⁽²⁴⁾ 一、御船奉行御見分之節麻上下着用別船

〔付〕⁽²⁵⁾ 二、相揃御役宅前江罷出候事、

〈一〇才〉

〔付〕⁽²⁶⁾ 一、右御見分相濟候ハ、即日御月番之町御

奉行所江罷出御届仕候事、

- 一、御船川口迄迎之節又ハ伏見往来共御船頭役羽織踏込着用之事、

〈二〇ウ〉

- 一、哥組船子平船子等雇賃銀之義者御船頭中申談御一樣ニ相極候様可致事、
- 一、御座船乗せ組之品左之通、

一、床ニ三方熨斗

一、料紙箱一組紙品々

一、臺子一筋 尤薄茶煎茶入組

〈二一才〉

- 一、煙草盆
- 一、火鉢
- 一、燭臺手燭

但臺子茶煙草盆取扱候者

壺人乗せ組可申事、

- 一、琉人大坂着之日限相定御船々差出候様

〈二一ウ〉

川口御役人中今申来差出候節者裏
 付上下着用別船ニて相揃罷出御船奉行
 江其段御届仕掛り御役人江茂對面一通
 致挨拶引取直ニ御月番之町御奉行所へ
 罷出右之段御届仕候事、

〈二二才〉

- 一、琉人着前ニ佐土原御屋敷前へ船ニ而御一同ニ罷出居琉人致船揚船屋敷江引取候ハ、直ニ御船奉行并月番町御奉行江罷出御届仕候事、

一、木津川口ニ而船中見廻又者伏見登之節挨拶

〈二二ウ〉

〔付〕 撈旁ニ御三所催合ニて与力御用人同心江贈物左之通、

但宝曆年ニ者船中見廻として

樽肴差越候得共、此度ハ左之通ニ候事、

〔此度伏見登り之節前日坎前々日ニ相贈候様申談ス〕

- 一、肴代金貳百疋宛
- 一、樽代金三百疋宛

〈二三才〉

御用人 江
 與力

但人数次第壺人へ本行之通、

- 一、樽肴代金千五百疋

〔付〕 出役之同心

七人江

但手紙一紙ニノ七人江御三方御船頭役

三人分當テ差越候事、

「御三方御連名手紙ニ而差送り候事」

〈一三ウ〉

一、琉人伏見江無滯上着御座船下着之上御

船頭奉行并月番御町奉行江其段御届仕候

事、

一、薩州様分登り船中ニおゐて御船頭以下

船子等ニ至迄赤飯被下候ハ、罷帰候上薩州

〈一四オ〉

様御留守居迄罷出右御禮申上候事、

一、川筋浚方被仰付出役之面々江左之通

御三ヶ所催合ニて仕出可申候事、

但萬端相濟候上ニ而仕出可申候事、

一、金三百疋宛 東西川方与力六人

一、金貳百疋宛 同川方懸り同心八人

「此度ハ与力

八人ニ相成ル」

〈一四ウ〉

但同心江貳百疋宛申合ニ相成候處、平戸

御仕出ニて百疋宛差贈候段申来

候事、

「此度も本文小書之通百疋ツ、

相送り候事」

一、薩州様御着坂被成候ハ、御着之御歎且往

来共川船差出候ニ付御家来中分可然差

圖被相頼候との儀口上ニ加へ使者相勤可申候事、

〈一五オ〉

一、薩州様琉人一同ニ御通船被成候ハ、門前へ

前々之通水（相補）たご張固差出可申候、琉人

斗通船仕候ハ、不能其儀候事、

一、琉人伏見致上着候へハ先一通り御用相濟

〈一五ウ〉

候ニ付御船奉行様へ使者相勤可申候事、

一、御座船江琉球人乗移揚陸之節小目付

役・御船頭役兩人（開）かいの口之左右江罷出

候事、

一、右御用始終相濟候上両町御奉行様・御船

〈一六オ〉

奉行様江使者相勤候筈御船奉行江左

之通贈進且御家老以下之贈物左之通、

一、種五百疋 御船奉行様

金三百疋宛 御用掛り御家老

金貳百疋宛 同 御用人

金三百疋宛 同 與力

〈一六ウ〉

金百疋宛 御用掛り同心

「…文之通心得候事、尤

…御家老御用人ハ無之

…力兩人相増候斗」

一、参府迄之付届御催合壹野様ニテ御

取斗之事、

一、送り届相濟候趣江戸江注進村上様ニテ

〈二七才〉

御取斗之事、

一、帰国相濟候後も付届者大村様ニテ御

取斗之事、

一、琉人来帰之間江戸表ニ而御三方御屋敷

江時々之御注進飛脚之義御三方御催合ニ

〈二七ウ〉

一順々々御引請被差立候様、尤御國飛脚

折柄通り懸り候ハ、御知せ合をも可仕候事、

一、七月四日川口御奉行朽木修理様御剪

紙着来、明五日五半時御役所へ罷出候様ニと

申来候ニ付、家来當ニノ相應之及御請

〈二八才〉

五日五ツ半時御両家御留守居一同ニ村上

九郎右衛門川口御役所へ罷出候處、銘々修理様

御相對ニ而御書付之通御演説ニ而被成御渡候

ゆへ何れも御請仕引取候事、

松平大膳大夫殿留守居

當年琉球國中山王使者参府ニ付

〈二八ウ〉

川御座船壹艘可被差出段被仰出之旨

江戸表被仰越候、依之諸事懸り

之與力共并家来共へ被申談萬端無

間違様可被相心得候、

辰七月

「此度ハ御船奉行御参府ニ付町御奉行

佐久間備後守(信近)被仰達候」

〈二九才〉

右被仰渡有之ニ付御用掛り之面々江前々之

通御留守居自分ニ不罷越、御船頭中斗

差越候様一統申談候付懸り之面々江御

船頭役差越相頼置せ候、尤薩州様御

留守居江罷越可及挨拶等申談候處、幸

今日川口於御役所出會候故其節琉人

〈二九ウ〉

御用被仰付候趣相應ニ挨拶仕相濟セ候事、

付り、御両家御船頭役江茂此方御船頭

役罷越相應ニ申演候事、

一、於川口被仰渡候趣此度も諸事川口御

差引を請、御用相達候様ニと被仰渡候義ニ付、

〈三〇才〉

宝曆年之通町御奉行所江之御届二者及間

敷と申談無其儀候事、

「…船手」

- 一、薩州様御船頭役方へ御三方御船頭役挨
搦旁ニノ差越候様ニと申合候間此方御船頭
役差越候事、

〈二〇ウ〉

- 一、川口懸り之御家老其外名前萱野尚太郎
殿へ川口御用人分知せ来候由にて左之通り
尚太郎殿分知せ来候事、
琉球人御用掛り御家老

小川甚右衛門

御用人

小林左右太
岡田八十八

〈二一オ〉

付

浅野順太郎
宇津尾奎之助

「本文之通申合之事、此度ハ鳴瀬九郎右衛門・瀬田藤四郎・
浅野順太郎・増田條之助」

付

- 一、村継人足合印宝曆年に者式本ニ而
相濟候得共、式本にてハ不弁理之由御近格
四本出来相成候由ニ付、此度も御三方申合

〈二一ウ〉

四本出来之事、張紙

「本文之通相心得候事」

(張紙上書)

西御番所前川ニ而相揃御見分も可有之哉、
有無不相知候ニ付右川筋橋之高下之
寸尺長尋御屋敷分丈尺御調子御座候処
左之通之次第、

- 一、吉屋橋 高サ水際分壹丈五尺
- 一、高麗橋 同断 壹丈五尺

中二丈尤西分三ツ目ノ

廣間也

- 一、平野橋 同 壹丈九尺

巾二丈

右之外今橋思案橋共ニ堅

横共廣く御座候、尤汐時ハ八ツ時

過相改候事、

八月十日

- 一、川御座船寸尺其外書付差出候之様川方

与力服部平左衛門分先達而町御奉行所ニお

ゐて相授候而御三方申合、寸尺御船足其

外書付相調川方與力中へ手紙ヲ以差

〈二二オ〉

出候様申合、左之通七月八日差出候事、

覚

- 一、川御座船惣長サ拾六尋式尺七寸

一、幅壹丈六尺九寸

一、高サ壹丈貳尺

一、足入貳尺三寸

〈二二ウ〉

右川御座船寸尺前書之通御座候、以上、

御名留守居添役

七月八日 村上九郎右衛門

以手紙致啓上候、残暑之節御座候処各様弥御堅固可被成御勤珍重奉存候、然者此間被

〈二三才〉

仰渡候大膳大夫川御座船寸尺付立別紙

差越申候、御落手可被成候、御好も御座候ハ、可被仰下候、罷出御渡方可仕候処少々氣分相二而乍略儀如斯御座候、以上、

七月八日 村上九郎右衛門

川方与力六人當

(挿紙上書)

此度ハ川口同心四人

御町方同心 貳人 都合六人也

右之通百疋宛相送ル、

尤御船改役手紙添候而

相送ル、文面之内留守⁽²⁾ニ分

宜得御意候様申聞候、

〈二三ウ〉

別紙川御座船寸尺前二有之

一、八月十七日萱野氏^(島津齊宣)分廻状琉球人七月十九日

豊後守様御城下へ致来着候由、且又右御

用懸り下役名前之義朽木修理様御用

人中分別紙之通為知来り候ニ付、則来書

〈二四才〉

差越入御披見候との御事、

修理家来書役

秦 彦三郎

岡山久兵衛

組水主下人

平野甚助

伊府安左衛門

平野正兵衛

黒崎与三兵衛

〈二四ウ〉

入江万右衛門

水嶋権七

小来源左衛門

津田久米右衛門

山口房右衛門

境 庄右衛門

菰渕栄三郎

「(付札墨なし)」

〈二五才〉

- 一、九月廿七日此方船頭役持參御三方一同御船頭役中川口懸り之與力江相渡候事、

大膳大夫川船寸法

- 一、川船惣長サ拾六尋式尺七寸
- 一、同幅壺丈六尺九寸

〈二五ウ〉

- 一、同足入式尺三寸
- 一、同高サ壺丈式尺
- 一、屋形惣長サ式丈四尺三寸梁行何れも

内法

内

六尺三寸床机之間此内左梶之方用所
 之間切合式疊高宮縁り右梶之間溜
 之間切合式疊高宮縁り上ノ間長八尺

〈二六才〉

梁行七尺切合五疊縹珎縁り入床有之

次ノ間長壺丈梁行七尺切合六疊高宮

縁此間之内箱(間木)かんき有之

- 一、床机之間二階切合三疊高宮縁
- 一、上之間二階切合五疊絹地高麗縁
- 一、次之間二階切合六疊高宮縁
- 一、右之船櫓数拾八挺立

〈二六ウ〉

- 一、表ニ出シ屋根有之
- 一、艫ニ見送り矢倉有之

一、船印壺本

一、吹貫壺本

右之通御座候、以上、

御名留守居添役

村上九郎右衛門

〈二七才〉

覺

- 一、本船舟印式本

内

壺本 白紗綾一文字ニ三ツ星紺染入
 出し烏毛金之玉付ニノ
 壺本 縮緬吹貫白紫交り出シ
 金之笠

〈二七ウ〉

- 一、屋形幕艫幕饅幕共緋縹子

紋所桐ノ棠一文字ニ三ツ星白上ニノ惣二階

緞子三色幕紋所桐ノ棠一文字ニ三ツ

星黒縹子縁金糸ニノ艫見送り矢倉

幕浅黄緞子紋所一文字ニ三ツ星黒

縹子縁金糸ニノ

- 一、表出し屋根引廻シ幕緋緞子紋所金

〈二八才〉

- 糸ニノ一文字ニ三ツ星
- 一、屋形外幕艦幕^(艘) 饅幕共紫紋
- 縮緬紋所桐ノ棠一文字ニ三ツ星白上ケ
- ニノ

〈二八ウ〉

- 一、右惣幕紋繩紅唐糸打
- 一、小目附役之者壱人

一、船頭役之者壱人

一、手代り壱人

一、梶取壱人

一、茶汲役壱人

一、さい^(宰振)ふり式人

一、哥船子拾八人

〈二九才〉

一、舳船子拾三人 但鈴引之者共

一、矢倉船子拾四人 但船印上ケ下ケ之者共

一、琉人飾道具建おこし之者三人

一、船大工壱人

右本船之分

一、使船式艘之内壱艘ハ小屋形船 水主六人

〈二九ウ〉

一、雨戸船壱艘

水主九人

一、水主食焚船壱艘

水主七人

一、雪隠船壱艘

水主三人

一、引人足渡船三拾石船式艘 水主八人

一、綱宰領 四人

一、綱捌之者拾人 但引人相印持手共

〈三〇才〉

都合	船數	八艘
人数	百三人	

右之通御座候以上、

御名留守居添役

九月 村上九郎右衛門

〔付〕 一、九月廿日川御座船修履成就ニ付御三方御

〈三〇ウ〉

一同ニ御奉行江罷出御届仕候事、

〔^此□度ハ九月末比ニ被仰合之事〕

一、以廻状致啓上候、秋冷之節御座候処弥御

安全可被成御勤珍重奉存候、然者川口与力

中分別碁之通申来候ニ付致承知候段御

返答仕出申候、則来札入御順覽申候、右

〈三一才〉

為可得貴意如此御座候、以上、

九月廿八日 村上九郎右衛門

萱野

大村

此別紙左ニ有之、返答請文ニ付略之、

御手紙致拝見候、然者此間被仰下候船寸法・船印類
等書付昨日船方役人共ヲ以差出候二付、弥来月

〈三二ウ〉

朔日被成御見分候間當日朝五ツ時迄ニ御役所
前へ船々差出候様ニ尤右ニ付御先格之通り
被成下御見分候様との御事ニ付、明廿九日朝
四ツ時頃御用人小林左右太殿御同道ニ而夫々
被成御出候付致用意候様、尚其刻御案内
之衆被差越候由被仰下承知仕候、右為御答

〈三二オ〉

如此御座候、以上、

大村五兵衛

九月廿八日 村上九郎右衛門

萱野尚太郎

猶以兩日共若雨天ニ御座候ハ、日
送り之御積之由是又承知仕候、以上、

浅野順太郎様

宇津尾柰之助様

〈三二ウ〉

一、九月廿九日下見分相濟候事、

金式百疋宛

御家老 小川甚右衛門

本文小川・岡田義者

御用人 岡田八十八

不罷越候へ共本行之

同 小林左右太

通差遣し候事、

小林・浅野・宇津尾三人 与力
入来ニ付挨拶之文言をも
かへ本行之通、同断、
浅野順太郎
宇津尾柰之助

金百疋宛

同心 四人

但平野・伊府・入江・境 此四人江

〈三三オ〉

右下見分相濟候ニ付為挨拶遣し候事、

尤同心江者御船頭役分差送候事、

以廻状致啓上候、弥御堅固被成御勤珍重奉存候、

然者昨日ハ御見分御首尾能相濟御互ニ安心

仕候、将又其節被相渡候絵圖四枚・書付四通

〈三三ウ〉

寫置御順達仕絵圖并行列付者乍御

面倒御覽面々御方様分彼方へ御返却可

被下奉頼候、右為可得貴意如此御座候、以上、

十月二日 萱野尚太郎

村上

大村

〔此度町御奉行御用懸り□：□通

町与力 □藤四郎

鳴瀬九郎右衛門

川口同 浅野順太郎

増田條之助

同心四人程御名□未知

〈三四才〉

覚

松平大膳大夫殿

留守居江

一、松平大膳大夫殿川御座船

儀衛正屋部親雲上

右大坂川口今伏見迄往来共乗船候様相

極候、

十月

覚

〈三四ウ〉

早船三艘江

岡田八十八

浅野順太郎

右者川口今大坂迄出役 宇津尾奎之助

早舟三艘江

小林左右太

浅野順太郎

右者伏見登之節出役 宇津尾奎之助

右之通御座候、以上、

〈三五才〉

一、正使乗船楽人乗船之川御座船江別紙書

付之通飾候間立所可申付候、

一、月正嶋より松平豊後守蔵屋敷川幅廣キ

所ニ而船二行ニ参狭キ所又ハ橋間通舟

之節ハ一行ニ左リ一番先江乗り可被申候事、

〈三五ウ〉

一、松平豊後守蔵屋敷着之上湊橋今上

繪圖之通可被致一行二候、琉球人船卸

之節者此方今可致差圖候間其節一番

船今波戸場へ着船段々屋敷向江繪圖

之通片付可被申候、

一、乗出し乗納又ハ楽無之時者船哥可有之事、

〈三六才〉

一、附船片付所繪圖ニ記し有之候間右場所へ

残り候様可被申付事、

一、公儀御精進日ニても船哥有之候事、

一、御座船勿論付船等火之元入念可被申事、

一、御座船川口ニて繫船繪圖之通場所へ登

舳ニ懸ケ可被申事、

〈三六ウ〉

一、川御座船へ琉球人乗移之義者小屋形

船并上乘船を以本船今乗付申候、

一、伏見登之節次引人足合印式本宛

并右人数書印油紙ニ而式枚宛用意可

有之候、尤人足員数之義ハ追而可相達候、

右之通可被相心得候、御座船ニ付用事

〈三七才〉

有之候ハ、早速可被申聞候、以上、

十月

一、牌板

一、金鼓簾竿

長 壹丈

右舳飾

廻り 五寸

一、大毒縣竿

長 貳丈壹尺

廻り 五寸

一、巳紋付小差竿

長 壹丈

右舳飾

廻り 五寸

〈三七ウ〉

右四本儀衛正船飾、

以上

一、琉球人川入伏見登り行列書之義者別紙

有之、

〈三八オ〉

一、十月六日川口今呼出ニ付御三所御船頭役一同

罷出候處、浅野順太郎・宇津尾奎之助相對仕

左之通付立式通相渡候ニ付此方御船頭役

取歸候事、

覚

一、綱引人足 川御座船 三拾九人

一、同 雨戸 船 五 人

〈三八ウ〉

一、同 賄船 五人

一、同 手水船 五人

合五拾貳人

以上

一、船引人足合印小指棹共并油紙人数書

近日御差出之事、

〈三九オ〉

右合印之義夜中ハ勿論高張提灯ニ替候

事ニ付定員数之通御用意可有之候事、

但是者御手前ニ被差置蠟燭一夜ニ

四挺宛之積を以御差添暮前此方

江御渡し可被成候、尤蠟燭懸目壹

丁ニ付三拾目掛之事、

〈三九ウ〉

一、都而出船之節ハ此方先乗壹番ニ早船今

相圖之柏子木打出し夫今一同ニ柏子木

合せ船留り浮候ハ、又々其船今打外

柏子木合乗出し可申候事、

一、御手紙致拜見候、弥御安全被成御勤珍重

〈四〇オ〉

奉存候、然ハ頃日御相談仕候趣大村御氏へも

御相談被成候處、三重生并見廻り與力兩人

江者御贈物此節者先御見合同心江者

人数等之無差別やはり千五百疋被遣方

可然之旨、尤川方与力同心中江之御贈物御

舟行之節出役有之御船々江も挨拶杯も

〈四〇ウ〉

有之候ニ付此義者追而御贈物有之候方可然段御相談被成候由、委細被入御念被仰下承知仕候、於私者何之存寄も無御座何分宜奉頼候、右為御答如此御座候、以上、

十月廿六日 村上九郎右衛門

萱野尚太郎様

〈四一才〉

一、以手紙致啓上候、然者今日琉球人入津可有之天氣ニ候ハ、夕方迄之内其御船々川下ケ之御積ニ被成御心得候様昨日御船方役人衆江致御傳達置候處、今朝之天氣にてハ入津之程

〈四二ウ〉

難斗曾者御手配出来候儀ニ候ハ、入津前御船下ケ無之候共差障申間敷と致再考候ニ付、此上ハ入津為御知申次第御船下ケ之御積ニ可被成御心得候、尤及夕方致入津候ハ、翌曉未明今早々御船被相下可然奉存候、勿論昨日御達申候通り入津夜ニ入候ハ、翌一日

〈四二才〉

於川口滯船有之候様薩州方へ達置候間若逗留ニ相成候時ハ入津翌日午時迄ニ御船下ケ可被成候、何分入津之義為御知申候御委細可申達候、右之段為可得御意如此御座候、

以上、

浅野順太郎
宇津尾奎之助

〈四二ウ〉

猶以小林左右太跡役未被申付候、相究候候^近迄小川甚右衛門儀用方も兼合相勤候間用人共江御懸合之義も有之候ハ、右同人岡田八十八兩人之内江御達御座候様ニ存候、乍序此段得御意置候、以上、

萱野

榎本

村上

大村

〈四三才〉

口上

一、琉球人乗船今夕迄致入津候段出張之者今申越薩州方今も届有之候、併着揃者夜ニ入候儀ニ付先刻得御意候通弥明一日川口ニおゐて滯留明後日川登之積ニ御

〈四三ウ〉

座候間其御船々明日午刻迄ニ御船下ケ被成候様御達シ可申旨修理申聞せ候、此段乍略儀廻紙ヲ以早々及御知候、以上、
十月十九日^{廿カ} 宇津尾奎之助

浅野順太郎

萱野
榎本

〈四四才〉

村上
大村

一、唯今川口御用人中分紙之通申来候二付

則入御覽申候、尤明朝之仕廻次第罷出川口

御役所前二而御待合仕御一同二罷出候様仕度

〈四四ウ〉

奉存候、若御先江御出被成候ハ、御待合被下
候様奉頼候、以上、

十月廿九日 萱野尚太郎

榎本市之助様

大村五兵衛様

猶々明朝者可成丈ケ差急早朝船相下ケ

可申候得共、掃除萬端手数も有之儀

程次第少遅々可仕義も可有之哉、手當

〈四五才〉

者仕置候へ共船拵等少しハ手間取可申と

奉存候、若自然少し遅々仕義も御座候と

何分宜様御含置被下度旨御用人中へ

申達置候間左様御承知可被下候、以上、

「此度も御沙汰次第御三方被仰合本文之

通取斗之事」

一、以切紙致啓上候、然者琉球人今夕入津

明日一日滞船明後二日川入二御座候之段先刻

〈四五ウ〉

與力共今御達昼頃迄二川口江御下ケ被置

候様得御意候由、然ル處唯今薩州役人

罷越し此間申出候通滞船無之何分明日

直二川入致度段御家老中被申聞候由無

抛趣被申聞候、依之明朝日弥川入可致

旨談置候、尤刻限之義ハ成丈ケ差急候

〈四六才〉

得共少々可致遅刻哉と奉存候、左候へハ川御

座船之義可相成丈ケ御差急早朝川口へ

御下ケ被成候様奉存候、此段可得御意旨修理

被申付候、右之趣早々御順達可被成候、以上、

十月廿九日 岡田八十八

小川甚右衛門

萱野・榎本・大村 三所當ル

〈四六ウ〉

手扣

二階堂河内口上

今般琉球人参府御馳走船被差出候

儀二付先達而豊後守滞坂中御

叮嚀被仰聞候趣承知仕被入御念候義

忝奉存候、昨日無滞着坂仕候二付御挨

搦御役人中迄申上候、

十二月二日 使者 野村四郎右衛門

〔四七才〕

一、御手紙致拜見候、然者琉球使来ル五日薩

州蔵屋敷前分乗船枚方一宿二而翌六日

伏見着之御積二御座候間明後四日夕方右

場所へ川御座船差出候様二と被仰下承知

〔四七ウ〕

仕候、右御答如此御座候、以上、

十一月二日 村上九郎右衛門

榎本市之助

浅野・宇津尾二當ル

口上

〔四八才〕

弥御堅剛被成御勤珍重奉存候、然者川口御

用人伏見登之節出役名前小川甚右衛門方迄

手紙ヲ以承合候處、則小川甚右衛門出役之由

別紙之通返書參候二付則差越懸御目申候、

右之通二付被仰合候通御贈物可然御連名

之御紙面相認是又差越入御覽申候、思召

寄も無御座候ハ、仕出せ可申候、以上、

〔四八ウ〕

十一月四日 萱野

榎本・大村二當ル

川口御家老 小川甚右衛門

同 御用人 岡田八十八

同 与力 浅野順太郎

宇津尾奎之助

右伏見登出役 同心 七人

〔…夫々へ〕

〔四九才〕

一、以切紙致啓上候、然者明五日朝六ツ半時琉

球使薩州御屋敷前分乗船致出立候間

川御座船御用意今日夕方薩州

御屋敷前江乘廻り被置候様奉存候、此段

宜得御意候旨修理被申付右之趣早々

〔四九ウ〕

御順達可被成候、以上、

十一月四日 岡田八十八

小川甚右衛門

萱野・榎本・大村 當ル

一、以手紙致啓上候、寒冷之節各様弥御堅固

被成御勤珍重奉存候、然者先達而御出

〔五〇才〕

置被成候御船印今日薩州役人分返却

有之候二付御渡可申候間明十二日午時頃御船方

役人衆御差出可被成候、右為可得御意如斯

御座候、以上、

十一月十一日 浅野

宇津尾

萱野・榎本・村上・大村 當ル

〈五〇ウ〉

一、以廻状致啓上候、然者琉人參府御用

一通り相濟御互ニ大慶奉存候、右ニ付兼而御

示合仕置候通懸り御役人中へ參府迄

御付届此方ニ而取斗せ申候ニ付御割合

別紙書付之通御座候、此段為可得御意如此

〈五一オ〉

御座候、以上、

萱野

榎本

大村

覚

一、金三百疋

一、同三百疋宛

小林左右太

浅野順太郎

宇津尾奎之助

〈五一ウ〉

一、金貳百疋宛

右者下見分前日御三ヶ所御船頭中催合

ニ而持参之事、

同心 四人

一、金五百疋宛

小川甚右衛門

岡田八十八

浅野順太郎

宇津尾奎之助

〈五二オ〉

一、同千五百疋

右者川口伏見登之節船中先廻ニ被

遣候事、 合壹歩判 五拾貳粒 相場壹粒ニ付

拾五匁式分かへ

御三所割

御一ヶ所 壹歩判拾七粒ト

銀五匁七厘宛

右之通御座候、以上、

辰十一月

解説

本史料は寛政八年の琉球使節に対し、大坂く伏見で川御座船を提供した大名側の記録である。七月一日に大坂留守居が大坂町奉行に呼ばれたところから始まり、「辰十一月」の覚を書き留めているところで終わっている。このときの琉球使節は九月に鹿児島を發し、十一月二五日に江戸に上つてゐるため⁹⁾、本記録は使節の往路時のものといえる。

その記録主体については、表紙に「松平大膳大夫様川御座船被／出候節

之御例写置」とあるのが手がかりとなる。すなわち、川御座船を提供した毛利斉房の家中の記録を、某かが写したものと当面は考えることができるのである（写し主については後述）。当史料が萩藩の記録である点については、「此御方添役村上九郎右衛門」（三才）や村上と連名で名に見える「榎本市之助」（四七ウ）ほか）が毛利家中であること、とりわけ榎本が寛政八年段階における毛利氏の大坂留守居であること¹⁰、などと整合することからも明らかである。したがって、当史料をもって同年に小笠原氏が御座船を提供したとする『控』などの記述は、修正が必要である。

以下、本史料が毛利氏のものであることを前提に、その中身を時系列に即して【表】に整理しておく。

七月三日、大坂町奉行の役宅で今回の課役について指示を受けたのは、毛利氏・細川氏・松浦氏の留守居であった。三留守居は早速七月五日に細川邸で会合を持ち、四〇箇条にわたる「御三方申合之覚」（内容を【覚】に整理）を取り決める。三大名が担うのは、「大坂川口今伏見迄」（一ウ）の御座船提供であり、木津川口〜薩摩・佐土原藩蔵屋敷と、同蔵屋敷〜伏見の二区間を往復路ともに担当する。一〇月二九日の琉球使節の入津以前、

【表】

7/3	大坂町奉行・船奉行は3留守居に琉球人への御座船供出を命令
7/5	3留守居は細川邸で会合、【覚】の作成 3留守居は川口役所に出頭し、御座船供出を命じる書付を受ける
7/8	毛利留守居は毛利方の御座船の寸尺を書き付け、川方与力へ提出
8/17	細川留守居からの廻状が毛利方に届く、琉球人が7/19鹿児島到着
9/20	3留守居は御座船の修復完了を奉行へ届出
9/27	3留守居は川口与力に船寸法・船印などの書付を提出
9/29	下見分
10/1	本見分
11/1	琉球人は木津川口に着津
11/5	琉球人は伏見に向け蔵屋敷を出船

【覚】

1	見分の際の服装	小目付役は袴袴を、船頭は羽織袴を着用する
2	本番の際の服装	大坂川口〜伏見で小目付役は麻袴を、船頭は羽織袴を着用する
3	役人への挨拶	琉球人の御用係を務める役人らに船頭役から挨拶をする
4	寄合の運営方法	船頭役の寄合は3者で順に廻して勤める
5	薩摩藩への挨拶	薩摩藩の船頭役へ事前事後に挨拶をする
6	船頭役持参品・服装	職4本・引人足数書・油紙4枚を持参させ、麻袴を着用させる
7	船奉行との擦合	船の用意が出来たら船奉行に届け、下見分を仰ぐ
8	奉行へ届ける時機	3者の船が全て準備できてから奉行へ届ける
9	奉行倒との擦合	見分・下見分の人数を知らせてくれるよう、御用人に頼む
10	見分に向けた擦合	見分の前にあらかじめ船の寸法などを3者で共有しておく
11	見分の際の付届	下見分の前日に3者から、用人・与力へ金300疋、同心へ200疋を渡す
12	//	もし下見分が3者別日になされるなら、金200疋を与力へ、100疋を同心へ、3両を棟梁に渡す
13	//	もし下見分が3者別日になされるなら、用人には金300疋を渡す
14	//	下見分と本見分が同日なら、前日に用人へ3者それぞれ金200疋を渡す
15	見分後の付届	見分の翌日に船奉行家老・用人・与力へ3者それぞれ金200疋を渡す。下見分と本見分が別日の場合は下見分の時だけ渡す
16	見分後の報告	下見分と本見分が同日の場合、下見分が終了次第、船奉行へ報告する
17	//	下見分と本見分が別日の場合、下見分の翌日に報告する
18	見分後の挨拶	下見分の翌日に船頭役が挨拶廻りに行く
19	下見分の時の幕	膳幕は木綿
20	下見分の時の差入	家老・用人・与力らへは菓子・薄茶それ以下へは菓子・煎茶を差し入れる
21	本見分の際の服装	麻袴で船奉行の役宅に集合し、船頭は羽織袴を着用する
22	本見分後の報告	見分が終わったその日中に町奉行へ報告する
23	本番の服装	川口や伏見までの往來で船頭役は羽織袴を着用する
24	雇賃	歌組・船子などの雇賃は船頭中てまごめる
25	御座船に載せる品	熨斗・料紙箱・台子・煙草盆・火鉢・燗台など
26	本番の挨拶	裏付上下で別船にて船奉行・町奉行に挨拶する
27	本番前後の動向	琉球人が着く前に佐土原藩屋敷に行き、船揚げして船屋敷に戻ったらすぐに船奉行・町奉行に報告する
28	役人らへの付届	木津川口や伏見上りで見廻りをする役人に、肴代・樽代を贈る
29	伏見到着時の報告	伏見に着いたら船頭奉行（船奉行力）・町奉行に報告する
30	薩摩藩への御礼	薩摩藩から船頭以下に赤飯が下されたら、留守居へ御礼を申し上げる
31	川筋凌方への付届	薩摩藩から船頭以下に赤飯が下されたら、同心へ金200疋を渡す。ただし、松浦氏は同心に100疋を渡した
32	薩摩藩への挨拶	島津公が来取したらお歓びを申し、指図を頼む
33	門前の作法	島津公と琉球人が一同に通船なら門前に水拍桶を差し出し、琉球人だけなら不要
34	伏見到着時の対応	伏見に着いたら船奉行に報告する
35	琉球人の乗下船時の作法	小目付役・船頭役は開の口の左右に罷り出る
36	船奉行への付届	本番終了後、船奉行に種500疋、家老へ金300疋、用人に金200疋、与力に金300疋、同心に金100疋贈る
37	参府までの付届	琉球人が参府するまでの分は細川方がまとめる
38	江戸への報告	行きは毛利方で行く
39	//	帰りは松浦方で行く
40	江戸への連絡	江戸藩邸への諸連絡は3者順繰りで引き受ける

船奉行による本見分が一〇月一日に行われた。さらにその本見分に先立ち九月二十九日には船奉行の配下による下見分が行われており、各家の御座船は事前に見分を受けていたことが判明する。本史料は使節の入津以前の準備を詳細に伝える点で、他に例を見ない。

また先述の【覚】を見ると、各役人への付届、見分や本番時の服装、御座船の仕様といった細部まで取り決めが及んでおり、三者が横並びで慎重に事を運ぼうとしている点を読み取れる。本史料は、課役を受ける大名同士の協力関係を詳細に伝える点でも特筆すべきである。

さらに当史料が小笠原家に伝来した点について穿鑿しておく。この点については、寛政八年の次回に派遣された琉球使節を参照したい。その文化三（一八〇六）年時の琉球使節に対し御座船を提供したのは、毛利氏・小笠原氏・亀井氏の三大名であった⁽¹⁾。毛利氏と小笠原氏が共に担っている点を踏まえるならば、文化三年時に直近の先例を小笠原氏が毛利氏に求め、それに応じて毛利側は「琉球人来聘控」に相当するものを写させたのであろう。これこそが、毛利家の記録が小笠原家に残された所以である。

このように考えるならば、当史料に多く付される札（**付**で表記）について、その性格を明らかにしよう。〈一八才〉の付札には町奉行として佐久間備後守信近（在職・享和元⁽²⁾文化五年）の名が見える。したがって**付**は小笠原家中の手になるもので、文化三年時に小倉藩の御座船を提供した後、補足点などを特記したものと考えて差し支えない。

以上、小稿では「琉球人来聘控」について、その史料的性格に留意しながら紹介を行ってきた。琉球使節の大坂滞在については、いまだ不明な点が多い。今後の一層の研究進展を祈念して、稿を閉じることにした。

註

- (1) 小笠原文庫は、小倉藩小笠原氏に関する藩政史料・典籍類約七〇〇〇点からなる（福岡県立豊津高等学校編『小笠原文庫古文書目録』参照）。
 - (2) 琉球使節については、木土博成「琉球使節の成立―幕・薩・琉関係史の視座から―」（『史林』九九―四、二〇一六年）参照。
 - (3) 琉球使節に対し川御座船が供された点については、木土博成「朝鮮人来朝一件」に見える琉球使節関係史料について」（『大阪歴史博物館研究紀要』一四、二〇一六年）でも触れた。
 - (4) 『琉球人来聘控・小笠原文庫』（北補史料叢書四、北九州大学古文書研究会、一九九〇年）。
 - (5) 管見では、図書館などの施設における架蔵は、北九州市立大学図書館のみである。
 - (6) 『控』のほか、三宅英利「琉球使節と小倉藩」（『北九州大学文学部紀要B系列』二一、一九八九年）、「小倉藩と琉球使節」（『北九州市史』近世、七八五―七八七頁、三宅英利執筆分）も、小笠原氏が御座船を提供したとの誤った前提に立って論じている。
 - (7) 「三二」は「収蔵番号」で、近代以降に付されたものであろうことは、注（一）前掲『小笠原文庫古文書目録』参照。
 - (8) 便宜上、一つ書に①～⑩を振った。
 - (9) 横山學『琉球国使節渡来の研究』（吉川弘文館、一九八七年、三七九頁）参照。
 - (10) 河村一郎『萩藩主要役職者年表』（萩市立萩図書館、二〇一三年）参照。
 - (11) 山口県文書館蔵「公儀事諸控」四一―一八（二五―一六）。
- （付記）
 末筆ながら、史料の閲覧の機会をいただいた所蔵先の福岡県立育徳館高等学校錦陵同窓会、および寄託先のみやこ町歴史民俗博物館の各位、そして種々ご助言を賜った三宅英利氏、川本英紀氏に深謝申し上げます。